時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千二百七十三號　水曜日
明治廿五年二月廿四日
舊暦壬辰正月廿六日（丙戌）
日出午前六時二十分　日入午後五時三十分
月出午前三時二十六分　月入午前零時五十三分
滿潮午前零時四十二分　午前一時二十五分
（西暦一千八百九十二年）

木曾川以西ノ看客諸君ニ謹告ス

昨年震災ノ爲メ東海鐵道名古屋大垣間不通トナリ新報遞送ノ不便不尠其後名古屋木曾川間開通シタレドモ尚木曾川大垣間ノ道路非常ニ困難ニシテ大風雨又ハ降雪抔ノ節ハ往々大垣ノ發車時間ニ後レ配達ノ時間一定ナラズシテ看客ノ御迷惑此上モナキコニ存シ候然レ共此事タル決シテ本社又ハ賣捌人ノ不注意ニ出デタル儀ニハ之レ無ク前陳ノ事情ニヨリテ無止次第ニ候間事情御賢察ノ程希上候汽車全通ノ期モ最早不遠內トノ事ニ候ヘバ愈全通ノ上ハ一定ノ時間ヲ以テ迅速配達濟愚ニ報ヒ可申候間不相變御愛讀ノ程懇願仕候先ハ右御斷マデ如斯御座候敬具

東京市京橋區南鍋町二丁目
時事新報社賣捌掛

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〔〇時事新報社より直接に遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の遞送料ヲ申受ク〕

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

新議員に望む

總撰擧の結果は過日來の紙上に報道したる通りにして先づ以て目出たく相濟みたれば何れ日ならずして議會招集の發令に接するみとならん當撰者の中には前議員にして再撰されたるものもあり又は新に撰擧されたるものもあれども兎に角に今回の改撰に就て其任を新にしたるものなれば既に之を新議員と稱し其人々が議場に立て事を議するの前に當り聊か一言を呈せんとするものあり前回の議會に於て所謂民黨の所論を見るに政府に反對する口實は樣々なれども其望は唯取て代はるの一事に外ならずして議場に於ける運動は全く此空想を實にせんとの希望に出でたるものゝ如し本來政府の地位は今の當局者の私有に非ず殊に一種の門閥にて永く地位を專にするときは隨て之に伴ふの弊害も少なからざれば日本國中の何人にても實際に勢力ある者が之に代はりて其弊害を匡し一般の人心に適する政略を行ふの見込さへあれば其あれに代はる者は今の民黨の一類にても又は其他の人々にても我輩に於ては毛頭異論なしと雖も民黨員の説の如く如何にも事を爲にして今日直に之を行はんとするに至りては何分にも賛成するみと能はざるものなり蓋し其説に從へば西洋文明國の例の如く政黨內閣の實を行はんとするものにして精神は敢て咎む可きに非ざれども其みれを行ふに就ては先づ我國情の如何を考へざる可らず彼國々に於ては立憲代議の政治既に年來の慣習を成して政黨の組織も整頓し在朝黨と在野黨と相對して其名望人物も相匹敵するが故に一朝の政變に反對の黨派が取て之に代はるも直に有力の政府を組織するに差支なく一般の人心も亦みれを許して穩に政黨內閣の實を見るみとなれども我國にて立憲の政治を見たるは僅に三年來の事にして官民共に事に慣れざる其上に政黨の組織に至りては最も不完全にして未だ一般の信用を博するに至らず蓋し自負の心は人生に免れざる所なれば或は政黨中の人々には自から任ずるみと大なるものもあるみとならんと雖も心を靜にして自から考へたらば今の組織の有樣にしては假令ひ偶然の機會に由りて取て代はる可きの好運に際するも其一派の人物を以て政府を組織し又みれを維持するが如きは萬々能はざるの事情を發明するに難からざる可し實際の事情如何を問はずして單に政黨內閣を唱ふるは殆んど無責任の議論にして世間の信用如何ある可きやと我輩の竊に掛念する所あり明治政府は世人の所謂藩閥政府にして情實の弊を免れず又年來施政上の失策も少なからざれども今の當局者は自から明言して其責に任じ議場に於ける質問などに對しても説明に怠らざるは即ち責任の重きを知りて之を避けざるの覺悟を示したるものゝ如くなるに然るに其政府に反對して取て代はらんとする民黨の人々は喧離きを他に責むるのみにして自から實際に將來の責任を思はずとありては攻撃法の巧なるものと云ふ可らず左れば其人々にして愈よ志を政黨內閣の實行に存し如何にもして其希望を達せんとならば先づ自から省みて內には政黨の組織を整へて其聲望を養ひ外に向ては言論を鄭重にして漫に無責任の説を爲さず徐々に進んで最後の目的を收むるの手段みそ肝要なれ若しも然らずして昨年の議場の如く只管短兵急に突進して前後を顧みざるに於ては又もや解散の不幸を見るみとある可し議員の所論にして自から事理の存するものあれば解散も敢て患ふるに足らざれども唯一時の空想に驅られて益もなきみとに騷動を釀すが如き世間に對して面目なきのみならず年來希望して漸く其結果を見たる立憲代議の政治も實際に當りて効能を失ひ益々政黨內閣の實に遠からざるを得ず事を急にして却て事を誤るものと云ふ可し今度の改撰に就ては議員の顔も餘程改まりて民黨以外の當撰者も多數なるが如くなれば新議會の形勢は必ずしも前回と同一樣ならざる可しと雖も我輩は其人の新舊に論なく改撰に就て其任を一新したると同時に兼て其心事を一新せんみとを今日より希望するものなり

官報

〇內務省告示第十二號

一幹枝擧　第十號　東京市淺草區猿屋町十七番地　岩手縣平民　高瀨寅昌發行

右ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十五年二月二十三日　內務大臣子爵品川彌二郎

雜報

〇佐賀縣第三區は來る二十六日、高知縣は未定　前號の紙上に記せし如く三百名の衆議院議員中當撰人の定まりたるは都合二百九十七人にして殘る三名は佐賀縣第三區より一人、高知縣第二區より二人撰出さるゝ譯なれども佐賀縣第三區は前日の紙上にも記せし如く壯士暴行の爲め投票中止となり高知縣第二區は其區內なる幡多郡和田村にて國民自由兩派競爭より、折角の投票も無効とありたれば何れも更に投票を行はざるべからず然るに衆議院議員撰擧法施行規則には「天災若くは其の他避くべからざる事故に依り投票を行ふみとを得ず又は撰擧會を開くみとを得ざる時は投票所管理者又は撰擧長は其の施行を止め府縣知事に其の由を屆出づべし此の場合に於ては府縣知事は期日を定め更に投票を行はしめ又は撰擧會を開かしむべし但し其期日は遲くとも五日以前に投票區域內又は撰擧區內に告示すべし」（第二十六條）とあるのみにて其期日を定むる上には更に制限なければ佐賀縣知事は來る二十六日を以て同縣第三區の投票を行はしむる旨告示したる由又高知縣第二區內にては幡多郡內の一村の投票無効となりたる迄なれども同撰擧法施行細則第二十三條に撰擧長は各投票所の投票函總て到達したる翌日逐次投票を開披點檢すべし云々とあれば兎に角更に右一村の投票を行はしめたる上にて開票の手續に及ばざるべからずして未だ同縣知事より再投票の期日は告示されざる由

〇高知市中の光景　高知縣第二區撰擧の結果は未だ判然せずと雖も第一第三の兩區は自由黨の大勝利に歸したるを以て高知市中の本町京町種崎町の大通りは勿論各町一般に每戶自由黨萬歳の旗を立て町々の入口には竹を立て繩を張り毬燈を富士形に釣り下げ竹の頂上には横造の人頭を突き立て夜に至れば火を點じ老少男女打連れて遊び歩く樣は恰も祭禮の如し亦去る十九日には各區より自由と大書せる紙幟を揚げて市中に入込みしかば其雜踏言はん方なく何れも思ひ〳〵に祝意を表せりと云ふ

〇高知縣屬の非職　過日の電報に見えたる如く高知縣屬光森正心（第一課長）、吳服絹、岡本香信、横田茂穗の四氏は去る十八日の夜突然非職を命ぜられたり四氏は縣官中名望ある人々なるに此命に接せしは撰擧上に關し知事と意見を異にしたるが爲めなるべしと言ふ者あり

〇華族相馬誠胤氏の死去　同氏は急病にて死去したるよし昨日の本紙に記したれども尚ほ聞く處によれば兼て病氣なりし處去る十九日頃より氣分勝れざる容體なるに付同家にては先づ主任醫博士榊俶、中井常次郎兩氏の診察を請ひ尚は醫科大學教師ベルツ其他博士片山國嘉等の諸氏に依頼して治療に怠なかりしも其効なく遂に一昨二十二日午前六時頃苦痛をも感せず靜かに長眠したるよし

〇植村俊平氏　先きに英
平氏は勤勉篤實を以て知
る明治二十一年英國に渡
ルに入學し同時に英國屆
取扱ひを見習ひ就中航海
事務に注意して取調べた
十番地に代言事務所を開
すると云ふ

〇神奈川縣第二區投票取
議員撰擧立會人內田善右
同撰擧投票開函の際撰擧
爲したりとて投票取消の
十二日午後四時横濱地方
太陪席判事加藤禮二郎、加
告代言人矢野祐義松岡常
達安民の諸氏列席の上開
すに先ち原告は當日從參
の代議士山田泰造氏の列
ありたる末裁判長は本件
閉廷し直に開廷の上檢察
席を許すは不當なりと陳
として列席を許したり夫
其要旨は被告が曩に投票
函は錠前破損し居りしを
し又同郡稻田村の投票函
め前部の戶前を開くや投
投票函は前面の鍵を所持
に出頭せざりし爲め之を
て函內の投票は無効なる
といふに在り被告は一々
數回の辯論ありたる末辨
し再び開廷の上裁判長は
投票を有效無効とする司
以て此判決を下すの權利
し午後七時三十分閉廷せ

〇神奈川縣の臨時縣會
議長及び郡市常置委員臨
縣會を開く筈なりと

〇商業會議所の役員會
京商業會議所に於て役員

〇生徒復校す　高知縣尋
際し四百餘名の生徒に退
は臨時會を開きて同校教
種々評議する處ありしが
四百餘名の生徒は一先づ
り

〇海外出稼人の出帆　昨
英國商船サンペス號は布
る由なるが同船にて横濱
計九十五名にて右孰れも
へ居るも實際悉く出稼人

〇東京煉瓦職工組合　日
井某總代となり此程府下
職工組合なるものを設け
一昨二十二日其筋へ出願

〇秩父の野猪　埼玉縣秩
十九日の降雪後各園地に
物の害を被る事甚しく居